

第三回テゲルンゼー長官会合声明

第三回「テゲルンゼー長官」会合が米国、デンマーク、フランス、ドイツ、日本及び EPO の特許庁長官、代表者出席の元、2012 年 10 月 4 日ジュネーブにて開催された。本会合の目的は、テゲルンゼー専門家グループが実施した特許制度調和に関する事項の事実認定作業を確認し、その過程における更なる取組みについて合意することである。

このような背景の下、参加者はテゲルンゼー専門家グループが実施中である専門的事項の調査研究の中で以下の四つの事項について確認した。

1. グレースピリオド
2. 18 ヶ月全件公開
3. 接触する出願の扱い
4. 先使用権

加えて参加者は、専門家グループが作業中である統合マトリックス文書から重要な調和事項に関する法律及び運用についての情報を抽出し比較対照表にまとめる作業について、比較対照表が今後の協議の参考文書となることを確認した。

ヨーロッパ代表団は、テゲルンゼー専門家グループの作業について欧州特許機構の加盟国にできるだけ早い時期に報告し、研究結果について話し合うことになった。

参加者は今後の取組みとして、専門家グループの四つの研究を広く普及させ、これらの研究の広範囲な関係者と地域ラウンドテーブルを含む協議等を行うべきであることに同意した。更に関係者からの意見の比較を容易にするための基本的な、非限定的なアンケート用紙のテンプレートの作成を専門家グループが直ちに開始することにも同意した。

参加者は、将来の専門家グループの作業を決定するために、これらの協議結果を次回のテゲルンゼー長官会合にて提示することに同意した。

次回のテゲルンゼー長官会合は、EPO 主催の元、2013 年前半に開催することが同意された。